

## 学校いじめ防止基本方針（御殿場市立御殿場南小学校）

### 1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止すること、早期に対応・解決することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

### 2 いじめの防止等の対策のための組織

<いじめ防止対策委員会（以下、委員会）>

構成員：校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭

<拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）>

構成員：校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭

いじめ防止対策委員

+ P T A会長・副会長、スクールカウンセラー、学校教育相談員、巡回相談員、

スクールソーシャルワーカー、御殿場警察署員

### 3 いじめ防止等のための対策

#### 1) 人権教育の推進

##### ① 道徳教育

- ・ 教育活動全体を通じて行う。他者の意見をよく聴きながら、話し合うことを通して、自己の内面を見つめ、主体的な判断の下に行動でき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。特に、思いやりの気持ちを育てるに重点をおき、特別活動や各教科等と連携していく。

##### ② 人間関係づくりプログラムの実施

- ・ 主として年度当初や長期休業明けに「人間関係づくりプログラム」を実施し、人と接する際に必要な基本的なスキルや感情コントロールの仕方等を学習し、学校における各教科、領域、総合的な学習の時間、家庭生活等あらゆる場面において強化を図り、子どもたちの人間関係の構築能力を高める。

#### 2) 子どもの自主的活動の場の設定

感染症に十分に配慮しながら児童の自主活動を推進していく。

##### ① 「あいさつ運動」の実施（児童会）

- ・ 年度当初や各学期始め等に児童会を中心に「あいさつ運動」を実施する。取組の幅を学校から

家庭、地域へと広げていき、あいさつに溢れた校区を目指す。また、幼小中との連携も視野に入れ、あいさつ運動を盛り上げていく。

② ペア学年活動の実施

- ・ 1, 6年、2, 4年、3, 5年生でペア学年を作り、年間を通じて様々なペア活動をしていくことで「自己有用感」を醸成するとともに自ら他者とかかわろうとする意欲や必要な能力を培う。

**3) 保護者や地域への啓発**

① 学年・学校だよりでの啓発

- ・ いじめはあってはならないことを啓発したり、学年・学校の現状を知らせたりすることを毎月の学年・学校だよりを通して、随時保護者、地域に知らせていく。子どもの良い表れについては意図的に取り上げることで児童の規範意識も高めたい。

② 学年保護者会やPTA理事会での報告

- ・ いじめがあった場合、校長の判断により、市教委やPTA会長等と連携をとり、必要に応じて学年保護者会を招集し、事案について説明や協議を行う。また、月1回のPTA理事会でも本事案を報告する場を持つ。

③ 交通指導員・地域ボランティアとの連携

- ・ 交通指導員から児童の登校状況の様子を聞くなど、学校側から登校の様子について情報収集に心がける。また、地域の「南小見守り隊」からも児童の声を拾っていただき、必要に応じて学校へ連絡していただく。

**4) いじめに関する教職員の研修**

- ・ 年度当初に文部科学省から出ている「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」を参考資料として全職員対象にした校内研修の場を設定する。
- ・ 事例研究を導入したり、実際のいじめへの対応等について体験した教師から話を聞いたりするなど、実践に生きる研修を実施する。

**5) いじめの早期発見・早期対応**

① アンケートの実施

- a 年3回実施する。(7月、11月、2月)

※但し、休み明けの9月、1月にも、小アンケートを行う。

- b 実施後、その結果を基にいじめ防止対策委員会で対策を検討する。また、個別面談を行い、話を聞くとともにいじめにつながる内容については、適切な指導を行う。アンケートは必ず学年内で回覧し、情報の共有化を図るとともに、複数教員で指導に当たる。

c 小さなものでも記録に残すという心構え。

② 担任による教育相談の実施

- a 隨時実施する。担任だけで解決できないと判断した場合は、いじめ防止対策委員会のメンバーに報告し、複数で対応する。

- ③ 教育相談員等による教育相談の実施  
a 休み時間等を活用して、相談室にて希望する児童と面談を実施する。

## 6) いじめに対する措置

- ① いじめの情報を受けた場合、直ちに委員会を開く。いじめアンケート実施後は、情報がなかった場合でも開く。
- ② いじめが確認された場合は、委員会にて対応を協議する。場合によっては、市教委をはじめ、関係機関と連携を取りながら対応する。
- ③ いじめられた児童については、本人はもとより保護者や兄弟姉妹についても影響の大きさを考慮し、細心の注意を持って対処する。また、場合によってはスクールカウンセラー等、外部機関の協力を得る。
- ④ いじめた児童については、本人だけでなく第3者情報なども含めて客観的事実を収集する。また、いじめの背景を探るとともに保護者にも事実を伝え、今後の本人の更生を図る上での協力体制をとる。

## 7) 重大事態への対処

- ① 調査  
重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。  
調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。  
調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。
- ② 各対応
  - a 児童対応（担当：生徒指導主任）
    - ・ 臨時全校集会の開催  
臨時全校集会を開き、主として生徒指導主任が児童に経過等を説明するとともに、いじめは絶対に許されない行為であることを強く指導する。
  - b 保護者対応（担当：学年主任・教頭）
    - ・ 臨時保護者会の開催  
学校側が臨時保護者会の開催が必要と判断した場合は、PTA会長や学年委員長等と連携を取りながら、事案の経緯及び今後の対応を防止対策委員会で協議の上で保護者会を開催する。
  - c 報道機関対応（担当：教頭）
    - ・ 窓口を教頭に限定して対応する。  
その際、市教委と連携を取りながら、情報発信について確認を取る。
  - d 警察対応（担当：教頭）
    - ・ 窓口を教頭に限定して対応する。  
その際、市教委や被害保護者と連携を取りながら、流す情報について確認を取る。